

私は若松へ参り甲賀町もち屋にてみな餅を給申候。

夫より飯寺村斎藤源八郎宅江頼候姫姫是馳走に相成大に私共も悦候姫折悪敷、源八郎妻よい大病にて大勢参りめいわくに存、夫に頼居には丹羽家内一類も南部より参りありま事に気毒に存候。

源八郎親も村の内、所々たつねくれ候へとも六つヶ敷、出起節、世話に相成候長尾源治方、井手村忠右門方へも早速参り右の都合咄し候へば、忠右門申候には私方江みな様御つれ御出被遊候と申くれ、翌日馬を引むかへに参り、荷物を附くれ又元の如く座敷二間かし置、年寄始みな是にて大にあんと致申候。

夫より退々仕事のくばり致し、はた道具はたあし・糸引くるま・こしらへ仕事に取りかゝりしの日居候。少々の内と存あり候姫町方に相成の所もなく困りあり申候。

一、此時は南部より持参の内取合せ残り拾貳圓にて日用の品はたあし、はた道具とのへ外にはかりすにしのぎ申候。

一、此年七年忌は御寺に頼み金壹圓入さいに致し上候姫寺にては御参りに御出に相成候はゞ其は膳さし上候様致し候御出被下度と申候故、三人計参り馳走に相成候様覚申候。内にては其翌日広田きは・穴沢九平宿のばアひ酒食をふるまへ申候。

一、明治八年所々借屋たつね候姫とかく六つヶ敷宮川宇兵衛世話にて香坂さき長屋明り親切に世話致し、月々の家ちんは専分式朱つゝにて敷金四圓と中利息は月々拾銭つゝすれは家ちんは拾七錢五厘つゝの割合なり。年忌は五年と定申候。

註 一、仮名にて解し難き所には(一)につゝみ側に漢字を当てた。例せつばく、こり、ぜんじ

一、独断に判読することとをさけ、其儘に記した。

一、漢字にて読み難き所には(一)につゝみ仮名をあてた、例、屋並・計・調茂物

一、判別なりがたき所にはママと記した。

一、原本には斗南藩の略図と斗南ヶ丘の写真はないが、理解易くする為め相田俊氏の容儀を得て挿入した。

明治戊辰戦役殉難之靈奉祀ノ由來

町 野 主 水

七日町阿彌陀寺境内明治戊辰戦役殉難之靈奉祀ノ由來ヲ、當時此事ニ関シテ最も盡力セラレタル町野主水氏ノ実話(右川寅次氏代話)ヲ乞ヒ得タレバ之ヲ左ニ要録セリ。然レ雖詳細ナル点ニ至リテハ聞キ漏ラシタルコト、及ビ忘失シタルコトモ多カルベク、且ツ記事中誤謬ノ点等ナキニモ非ザレ雖、是皆筆者ノ粗漏ノ罪ニシテ決シテ老公殿ノ傳ヘラレシ所ニ誤アリタルニ非ザルヲ以テ茲ニ附言ス。

抑々明治戊辰ノ戦役ハ実ニ悲惨ヲ極メタルモノニシテ、當時ノ慘狀誠ニ戦慄ヒザルヲ得ザリシナリ。西軍(敵)ハ東ハ白河、郡山(中山)本宮、二本松(右近藤成時)西ハ越後高田、新潟田、村松、南ハ日光方面ヨリ進撃シ、我が軍(東軍)亦隨此等ノ各方面ニ分出防禦ノ任ニ當リ、激戦ニ激戦ヲ重ネテ遂ニ衆寡敵セズ、各所共々退陣ノ止ナキニ至リ、次第ニ軍ヲ引キテ会津鶴ヶ城ニ入り八月廿三日ヲ以テ籠城セリ。然レ雖尚ホ高田(大沼郡)ヨリ飯寺方面間、南町、材木町ヨリ面川、一ノ堰、七日町、坂下方面等ノ激戦絶エズシテ彼我ノ死屍堆ヲナシ、空シク犬鳥ノ餌トナルノ慘憺タル有様ナリシナリ。然ルニ九月廿三日降服スルニ至リ、藩公御父子ハ滝沢村ニ於テ謹慎ノ身トナレリ。時ニ官命ハ彼我ノ戦死者一切ニ對シテ決シテ何等ノ処置ヲ為スコカラズ、若シ之レヲ敢テ為ス者アレハ嚴罰スト云フニテアリキ。サレバ誰アリテ之レガ埋葬ヲナス者ナク、死屍ハ皆狐狸鳥ノ意ニ任セ、或ハ腐敗スルノ悲惨ヲ極メザル可ラザルナリ。

此ニ於テ身ハ假令監禁謹慎ノ中ニ在リト雖モ、義ニ當メル会津武士トシテ戦友殉死者幾千ノ屍ヲ望シク山野ニサラスニ忍ビズ、且ツ是レモト忠君愛國ノ本義ニ基キ而カモ君國ノ為メニ白骨ヲ洒スニ至リタル者、如何ニカシテ此ノ慘ヲ救済セ

ントノ義心禁スル能ハズ遂ニ町野・高津ノ両氏卒先シテ西軍ノ屯営本部（當時大町嚴通寺）ニ交渉ノ任ニ當ラレ、誠心誠意ヲ盡シテ以テ幾十回トナク死屍集收並ニ埋葬ノ件ヲ請願セラレタレ雖、何時モ官命未ダ許諾ナケレバ手ヲ下スベカラスト頑トシテ聽許セラレズ。兩氏ヲ始メ一同ノ苦心モ今ヤ水泡ニ帰セントスルニ至レリ。此ノ時ニ當リ兩氏最後ノ交渉ヲナサント固ク決心覚悟セラル、所アリ、今一度嘆願シテ尙願意ノ聽許セラレザルニ於テハ只敵ノ隊長ト談判シテ死セシノミト、遂ニ最後交渉嘆願セラレシニ、其誠意滿ク彼ニ通ジ隊長三ノ宮某氏（三ノ宮氏ハ余程常識ニ富ミ物ノ道理ニ明敏ナル人ナリシト）ハ遂ニ城西藥師堂川原及ビ小田山麓ノ二ヶ所ニ會津五郡及ビ東部（中通地方）沿道ニ於ケル機多ヲ叫合シテ廣ク四方ノ町村落各地ニ於ケル死屍ヲ集收セシムベシト返答ヲ得テ、滝沢村ニ歸ラレ、此ノ旨ヲ一同ニ通セラレタル時ノ喜ハ實ニ憂愁中ノ喜ナリシトナリ。（固ヨリ謹慎中ニアラル、コトナレバ、宿舎ノ出入自由ナルベクモアラズ、毎回看守人附添ナルハ言ヲ俟タザル所ナリ）然ルニ其ノ後無心ノ機多ドモノ死屍ヲ取扱フ模様ノ甚ダ殘忍苛酷ナルコトヲ聞知セラルルト共ニ、苟シクモ国事ニ殉難セラレシ戰友ノ大馬ノ死屍或ハ死罪囚ノ棄捨場ニ之レ等ト同シク取扱ハル、コトノ如何ニモ遺憾ノ極ミナレバトテ、此ニ再ビ兩氏等交渉ノ任ニ當ラレ其ノ次第ヲ細陳シテ、苟クモ君國ヲ思フノ一念遂ニ此ニ及ベル誠忠者ノ死屍ヲ大馬同様機多輩ニ取扱ハシムルコトノ甚ダ不面目ナレバ、是非之ヲ普通人民ヲシテ其任ニ當ラシメラレンコトヲ嘆願セラレシモ、遂ニ之レハ許容セラレザリシカバ止ヲ得ズ、然ラハトテ其ノ死屍ハ之レヲ寺院ニ葬ランコトヲ乞ハレシニ、三ノ宮氏ハ死屍拾場附近ニ寺院アリヤト問ハレシヲ以テ、機多町ノ近傍ニ阿彌陀寺並ニ其ノ附近ニ長命寺アルコトヲ答ヘラレシニ、許可セラレシトハ非ラザルモ、以心傳心トヤ言ハシ、默許セラレシ如キ感アリテ、其日ハ其ノマ、別レラレタルニ翌日ニ至リテ、死屍ハ前ニシテ此ニ埋葬スルコトヲ許容スル旨申渡サレタルナリト。

此ニ於テ今ノ地ヲ選ビテ埋葬ノ場所ト定メ、機多ヲシテ此ニ屍ヲ集收セシメラル、コト、ナリ、阿彌陀寺ハ墓所トナルニ至リシナリト。而シテ機多ドモヲ以テ死屍ノ取扱ヲ丁寧ナラシメンコトニ苦心セラレシモ、當時藩士ハ機多ト語ヲ交フルコト嚴禁セラレ（勿論業者ナレバ誰モ交際セズ）アレバ誰アリテ此ノ交渉ニ行カル、人ナカリシガ、御鷹匠ヲツツメラル、伴氏ハ鷹ノ餌トシテ鳥獸ヲ得ンガ為メ特ニ機多ヨリ買入ル、コトヲ許可セラレアリシヲ以テ、伴氏ヲ介シテ交渉

セラレシニ當地ノ者ノミナラハ兎モ角モ、スベケレド諸方ヨリ集合セル鳥合ノ機多トモナレバ如何トモセン様ナシ。然レ雖固ヨリ金錢ヲ得ンガ為メニ集マリ來タレモナレバ、金ダニアラバ兎モ角モナリ申サント云フヲ以テ、何程ヲ要スルカラ問ヘハ、三千兩トノコト故直チニ帰宿一同ニ此ノコト計リ、一同ニテ百方苦心漸ク三千金ヲ調達セラレタルモ、之レヲ配分シテ与フル方法ナク、妄リニ之ガ配分ヲ機多シラニ托スルニハ甚ダ危険ノ事ナレバ如何ニセント、一同苦心ノ結果詮方ナケレバ、誰カ機多ノ如ク豪裝シテ彼等ト同様其ノ仲間ニ交リテ同様ノ仕事ヲナシツ、之レヲ使役スルニ如カズトノ議トナリ、此ノ任ニ當ルベキ人ヲ志願セシメラレタルニ、何モ君ノ御タメ戰友ノ為メナレバト二人ノ志願者ヲ得タレバ、直チニ屯営本部ニ至リ、其ノ旨申入許可ヲ乞ハレシニ（固ヨリヒソカニ混入シ得ベキコトナレバ）公許ハナケレ雖委シク兩者ノ人想ヲ問ハレ默許セラル、モノナルコト、以心傳心ニヨリ知ラレケレハ、町野氏等ハ其ノマ、歸ラレ直チニ兩人ヲシテ豪裝セシメ、機多トモノ仲間ノ如クシテ入込マセ、適宜ニ金錢ヲ配与シツ、役役セシメラレタルナリト、其ノ苦心ノ程實ニ想像ノ及バザル所ナリ。

如斯シテ四方遠近ヨリ死屍ヲ集收スルニ戰後散亂ノ中トテ之レヲ運搬スベキ器具ナク、或ハ孤ニ包ミテ擔ヒ又ハ叭ニツメ込ミ古長持ノ破レタルニ入レ、若シクハ板戸ノ棄アルヲ拾ヒテ之レヲ用ヒ、甚ダシキニ至リテハ水風呂桶ヲサヘ用ヒタリト。然レバ之レヲ其ノ儘ニ埋葬スベクニ非ラズ、且之レ等機多ナル器具ノマ、埋メンニハ広莫タル土地ヲ要スベク、到底阿彌陀寺ノ境内ヲ以テシテハ埋メ得ベキコトニモ非ザリシナリ、依テ止ヲ得ズ境内（現墓所）八間四方ノ地ヲ梔形ニ堀リ（深サ數間）其ノ中ニ墓ヲ數キ死屍ヲ運搬シ來タレル器中ヨリ取り出デ、各人ヲ北枕ニ臥シ、其ノ上ヲツツ菰ニテ被ヒ更ニ其ノ上ニ死屍ヲ横臥セシムル様推積セラレタルニ、固ヨリ幾千ト云フ屍ノコトナレバ、積ミテ地平ヲ抜クコト數尺ノ高サニ累タリシモ、尙ホ殘余少ナカラザルノ有様ナレバ、其ノ残りタルヲ長命寺境内ニ埋ラル、コトトナシ、之レヲ同寺ニ送葬シ、前者ニハ四方ヨリ土砂ヲ運搬シテ之レヲ被ヒ一大塚ヲ設ケ、此ニ大庭氏ノ手ニナル「殉難之靈」ト書シタル墓標ヲ建テ、附近ノ市民ニ命ジテサヤカナル拜殿ヲ建テシメ、一日ニシテ墓金ヲ成レリ、然ルニ翌日ニ至リテ敵ノ屯営本部ヨリ墓標及ビ拜殿ヲ建テタルコトノ不可ナルヲ以テ大至急、取除クベシトノ命アリ、如何ニ嘆願スルモ之レノミハ許

諸セラレズ、遂ニ之ヲ除去スルノ止ナキニ至レリト、(而シテ其後ニ至リ漸ク有志相計リ今日ノ如キニナスヲ至レリト)然レ雖戰友ヲ思ヒ武士ノ体面ヲ重ンジ、義ニ強キ誠心誠意ヲ以テ事ニ當ラレタル一念ハ天ニ通ジ、地ヲ貫キ其進歩ニココニ至リ、山野ニ晒シテ狐狸鵲ノ意ヲ縱ニスルコトヲ免ラレタル幾干ノ忠臣ノ魂魄為メニ迷フ所ナク上天シテ瞑セラレ、其ノ偉蹟ノ長ヘニ傳ハルニ至リシコト實ニ當事者諸賢ノ賜ナリ。

其ノ後有志相計リ今日ノ様ヲナスニ至レリト。

町野老公附言シテ次ノ如ク語ラレタリ。

戊辰ノ戰役我ガ会津ハ賊名ヲ負ヒタレ雖決シテ天朝ニ敵センノ微意アリタルニモ非ラズ、況ンヤ先主客保公ノ前後七年ニ渉ル禁裡守護ノ職ニ當リテ誠忠既ニ世ニ顯然タルニ於テ、何ゾ一朝ニシテ不忠ノ臣トナルルノ理アランヤ。又叡聖文武ナル上御一人ノ御聖旨一視同仁ヲ以テ本トセラレ、四海等シク臣子トシテ愛撫シ給フニ於テ何ンゾ先帝陛下ニ誠忠無比ナリシ会津公ヲ叛道ノ臣ト覽ハスノ理アランヤ。

此戰タル固ヨリ名ヲ朝廷ニ仮リタル西軍ノ心ヨリ出デタルモノニシテ、所謂私闘タルナリシナリ。

然レ雖此ノ期ヲ画シテ王政復古、維新大政ノ一大基礎ノ確立セシメ給ハントノ御聖慮以テ、会津藩ヲシテ此ノ犠牲タラシメラレタモノニ外ナラザルナリ。是ヲ以テ名ハ朝敵タルモ、其ノ實ヤ決シテ朝敵ニハ非ラザルコト明ナルコトヲ忘ルベカラズ。故ニ大隈伯ハ曰ク、戊辰ノ戰役会津ハ單リ朝敵ヲ以テ目セラレタルモ、之レ當時ノ事情ヲ知ラザルモノ、視ル所ニシテ、吾人ノ如キ寧ロ会津ノ此犠牲トナリ、然モ義ニ厚キ誠忠深キ其ノ本領ヲ盡シタルモノ、此ノ名ヲ負フノ止ナキヲ憐ムト、此言ニ視ルモ、会津ノ決シテ事實ニ於テ賊軍タルニアラザルヤ明ナルベシト。

(高野警美速記)

明治戊辰戰役戰死者の墓を訪ねて

友 田 康 雄

は し が き

本文は明治戊辰役(一八六八)に犠牲になつた人々の墓を吊つて往事を偲ぼうと、閑を見つけては会津若松市近在に杖をひいて調査したものが主であるが、会津以外のものも記した。会津若松市近在のものも、實際は其の半ばにも至つていない憾みがある。しかし調査した部分だけは出来るだけ現状を記し、写真をも添えたが、この外筆者にとつて未知のものもあるう、後人の補遺を切に願う次第である。

一、京都黒谷の戦死者の墓(京都上京区黒谷、西雲院)

蛤御門及び鳥羽伏見の戦死者林樞助以下二百六十基の墓が、整然として京都市街を眼下に見える静寂の地にある。

明治の初期は会津藩に恩義を蒙つた侯客会津小鉄が、主となつて香華を絶やさなかつたと云われているが、其後在京会津人会の手で、毎年五月第二日曜日に慰靈の祭典を続け、最近若松出身京大名督教授松本信一博士、実業家柏村毅氏等により墓地の整美が行われ、昭和三十一年十二月完成したので、戦死者諸靈の九十年祭が十二月十五日盛大に行われた。

二、大坂一心寺の墓(大阪市天王寺区内一心寺)

鳥羽伏見の戦の戦死者白井五郎太夫以下十二士の墓であるが、阪神会津人会によつて毎年祭典がとり行われている。

三、上野彰義隊の墓

上野東叡山にたてこもつた幕兵彰義隊は、諸藩の脱藩の士を加えて、西軍と戊辰四月十五日戦い、激戦の結果東軍は一敗地にまみれ去つた。